



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定介護機関の指定の辞退（福祉政策課） 2
- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 2
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 3
- 都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課） 4
- 争議行為を行う旨の通知（労働政策課） 4
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（道路街路課） 5

教育委員会事項

- 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 5

告 示

沖縄県告示第588号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年第8回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 招集の期日 平成27年11月25日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問介護事業所みはら	沖縄市住吉一丁目15番13号	うるま市みどり町三丁目13番17号	沖縄市住吉一丁目15番13号	平成27年9月1日

2 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日

訪問介護事業所みはら	沖縄市住吉一丁目15番13号	うるま市みどり町三丁目13番17号	沖縄市住吉一丁目15番13号	平成27年9月1日
------------	----------------	-------------------	----------------	-----------

沖縄県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次の指定介護機関は、その指定を辞退した。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 居宅療養管理指導

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
沖縄ホワイトデンタルクリニック	北谷町字上勢頭813番地2	平成27年10月31日

2 介護予防居宅療養管理指導

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
沖縄ホワイトデンタルクリニック	北谷町字上勢頭813番地2	平成27年10月31日

沖縄県告示第591号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成27年11月17日から同月30日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
佐和田健二	宮古島市城辺字砂川	宮古島市城辺字西里添瓦口351番1
前石垣智一	竹富町字波照間	竹富町字波照間南風淵2566番1ほか2筆
越地哲哉	竹富町字波照間	竹富町字波照間座須加原3337番1ほか1筆
崎山真純	竹富町字波照間	竹富町字波照間西比矢6112番ほか1筆
今井雄三	八重瀬町字長毛	八重瀬町字東風平前原744番3

2 申請年月日 平成27年11月5日

沖縄県告示第592号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 解除に係る保安林の所在場所 石垣市字真栄里西原109番7、109番8、109番17（次の図に示す部分に限る。）、109番20、109番22

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

- 3 解除の理由 漁港施設用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第593号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成27年11月17日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
 2 指定管理者
 文化の杜共同企業体
 代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
 3 観覧料を承認した期間 平成27年12月8日から平成28年1月11日まで
 4 観覧料の額
 企画展「新収蔵品展—平成26年度収蔵資料—」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	200円	160円
	大学生及び高校生	150円	120円
	中学生及び小学生	100円	80円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体が観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第193号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 宜野湾市
 2 都市計画事業の種類及び名称
 (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 (2) 名称 宜野湾市公共下水道
 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から平成30年3月31日まで
 4 事業地
 (1) 収用の部分 昭和48年沖縄県告示第193号、昭和53年沖縄県告示第435号、昭和55年沖縄県告示第223号、昭和60年沖縄県告示第682号、平成3年沖縄県告示第382号、平成7年沖縄県告示第934号、平成11年沖縄県告示第339号、平成16年沖縄県告示第27号、平成17年沖縄県告示第704号及び平成25年沖縄県告示第199号の事業地のうち宜野湾市大山六丁目を削る。

(2) 使用の部分 昭和48年沖縄県告示第193号、昭和53年沖縄県告示第435号、昭和55年沖縄県告示第223号、昭和60年沖縄県告示第682号、平成3年沖縄県告示第382号、平成7年沖縄県告示第934号、平成11年沖縄県告示第339号、平成16年沖縄県告示第27号、平成17年沖縄県告示第704号及び平成25年沖縄県告示第199号の事業地のうち宜野湾市大山六丁目及び七丁目において事業地を変更する。

5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和60年沖縄県告示第133号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 うるま市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年2月8日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和60年沖縄県告示第133号、平成元年沖縄県告示第116号及び平成2年沖縄県告示第675号の事業地のうちうるま市字赤道大石原を削る。
 - (2) 使用の部分 平成21年沖縄県告示第197号、平成21年沖縄県告示第198号及び平成21年沖縄県告示第199号の事業地にうるま市勝連内間仲田及び大賀平を加え、うるま市字田場河具原、国場原及び門原、字具志川池荒原、字川田砂田原及び田佐原、勝連平安名仲田原及び比納、勝連内間仲田屋並びに勝連平敷屋平原、平敷屋、平敷屋原及び溝原において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年1月4日まで縦覧に供する。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年11月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人もも
- 3 代表者の氏名 恩田眞弓
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字名嘉地283番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、知的・身体・精神障がい者及びご家族に対し就労支援事業や相談支援事業を行い、雇用の機会を広げ、医療、福祉及び教育等の各関係機関との連携を図り、障がいの自立と人権の尊重及び福祉の推進に寄与することを目的とする。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成27年11月6日次のとおり通知があった。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事件
 - (1) 生活を守る大幅な賃金の引上げと雇用の確保。大幅な一時金の獲得。「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。非正規労働の拡大反対、均等待遇の実現。下請け・派遣労

働の導入・拡大反対

- (2) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員。夜勤改善の制度化
- (3) 夜勤交替制労働者の勤務時間は「1日8時間以内、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」。長時間・2交替制勤務反対。2年課程通信制の改善、受講保障、支援措置の確立
- 2 期間 平成27年11月24日午前8時30分から争議解決の日まで
- 3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老健施設かりゆしの里、生協デイサービスとよみ、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、株式会社メディコープおきなわ、浦添虹薬局、美里虹薬局及びこくら虹薬局
- 4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・4号那覇内環状線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成24年沖縄総合事務局告示第5号のうち沖縄県那覇市壺川2丁目、古波蔵3丁目及び鏡原町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成24年2月15日から平成33年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

教育委員会事項

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年11月17日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第18号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の施行期日は、平成27年12月1日とする。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--